

令和5年7月25日

郡市区等医師会 様

大阪府医師会
(公印省略)

「保育所における感染症対策ガイドライン」の一部修正について

日頃は本会事業にご尽力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、このたび日本医師会より標記の件につきまして通知が参りました。

「保育所における感染症対策ガイドライン」のP90以降に参考として掲載している「厚生労働省・経済産業省・消費者庁「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」」のHP掲載情報に一部修正があり、該当箇所について下記の通り修正を行った旨、こども家庭庁成育局より日医を通じて情報提供がありました。

つきましては、貴会におかれましてもご了知いただくとともに、会員への周知方をよろしく願いいたします。

こども家庭庁HP：<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/>

【主な修正箇所】95～96 ページ

○3. モノに付着したウイルス対策 6. 亜塩素酸水

- ・ <使用方法>に関する記載について下記下線部分を追記

<使用方法>

1. (略)
2. 清拭する場合、遊離塩素濃度 5ppm(5mg/L) (※キッチン、バス、トイレなどには、遊離塩素濃度 10ppm(10mg/L)) 以上の亜塩素酸水をペーパータオル等に染み込ませてから対象物を清拭(拭いた後数分以上置くこと。)してください。その後、水気を拭き取って乾燥させて下さい。
3. 浸漬する場合、対象物を遊離塩素濃度 5ppm(5mg/L) (※キッチン、バス、トイレなどには、遊離塩素濃度 10ppm(10mg/L)) 以上の亜塩素酸水に浸漬(数分以上浸すこと。)し、取り出した後に水気を拭き取って乾燥させてください。
4. (略)

<担当>

大阪府医師会 地域医療1課(湯口・深山)

TEL : 06 - 6763 - 7012 FAX : 06 - 6766 - 2875

E-MAIL : h-miyama@po.osaka.med.or.jp